## 核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

## 第2章 特掲診療料 第12部 放射線治療 M002 全身照射 (一連につき)

## M002 全身照射(一連につき)

30,000点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成30年3月5日 厚生労働省告示第43号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日 保医発第0305第1号)

告示			通知
注 造血幹細胞移植を目的として行	テわれるものに限	全身照射は、	1回の造血幹細胞移植について、一連と
<b>ె</b> ం		して1回に限り算定できる。	